



障害者を対象とした 令和4年度茨城県職員等採用選考案内

受験前に必ず新型コロナウイルス感染症などへの対応（4ページ）についてご確認ください

令和4年8月4日
茨城県人事委員会

障害者を対象とした茨城県職員等採用選考（高校卒業程度）を次のとおり行います。

- 第1次選考日 10月23日(日)
- 受付期間 8月4日(木)9時～9月20日(火)17時
- 申込方法 インターネット申込み

1 職種、採用予定人員、採用時の勤務場所及び職務内容

職 種	採用予定人員	採用時の勤務場所及び職務内容
事 務 (知事部局等)	4名程度	知事部局等の本庁又は出先機関で一般事務に従事します。
事 務 (警察本部)	1名程度	警察本部又は警察署等で一般事務に従事します。 主な事務の内容は次のとおりです。 ・ 給与や旅費支給に関する業務 ・ 事業の企画立案に関する業務 ・ 警察会計の予算管理、経理等に関する業務 ・ 電話の応対、接客などの業務
小中学校事務	1名程度	市町村立小中学校で一般事務に従事します。 主な事務の内容は次のとおりです。 ・ 文書の收受、発送業務 ・ 給与や旅費支給に関する業務 ・ 学校会計の予算管理、経理等に関する業務 ・ 学校の施設・設備の維持・管理に関する業務 ・ 電話の応対、接客などの業務 ・ 関係機関等との連絡調整 ※ 多くの市町村立小中学校においては、各階への移動は階段を 사용합니다。また、ほとんどの学校で、事務職員の配置は1名です。 ※ 上記の事務には、市町村教育委員会や銀行等への出張、校舎・校庭等の施設の巡回等が含まれます。

- ※ 採用予定人員については、変更になる場合があります。
- ※ 上記3つの職種のうち1つを第1希望としてください。なお、残りの職種を任意で第2希望とすることができます。
- ※ 事務（警察本部）で採用された人は、採用後約1ヶ月間、警察学校で研修を受けます。
- ※ 小中学校事務で採用された人は、身分が市町村職員となります。県職員との人事交流はありません。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす人が受験できます。

- (1) 昭和38年（1963年）4月2日から平成17年（2005年）4月1日までに生まれた人
- (2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人（第2次選考日までに交付見込みの人を含む）※¹
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人
 - ・ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳※²の交付を受けている人又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている人
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

注 上記の資格に該当する人であっても、次のア～オのいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年（1999年）改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※¹ 第2次選考日に手帳等を確認します。

※² 療育手帳の名称については、交付している地方公共団体による独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認してください。

※³ 手帳に有効期限がある場合、更新手続等には期間を要しますので、ご注意ください。

3 選考の日時及び会場

区分	日 時	会 場
第1次 選考	10月23日（日） 開 場 午前8時20分頃 説明開始 午前8時45分 終了時間 午後0時30分頃 ※ 点字受験の場合は午後2時頃	○茨城県水戸合同庁舎 水戸市柵町 1-3-1
第2次 選考	11月20日（日） ※ 時間は第1次選考合格者にのみ通知します。	

※ 今後、日程や会場に変更がありましたら、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、茨城県ホームページ「採用試験等情報」及び茨城県人事委員会ツイッター (@ibaraki_saiyou) に掲載しますので、選考前に必ず確認してください。

4 選考の方法及び内容・配点

区分	項目	方法等	配点 (500点満点)	内 容
第1次 選考	教養 考査	40題 択一式 (120分)	200点	公務員として必要な一般的知識及び知能等をみます。 試験の程度は高校卒業程度です。 出題分野：社会、人文及び自然に関する一般知識並び に文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的推理及び 資料解釈に関する一般知能 ※ 点字受験の方の考査時間は180分です。
	作文 考査	記述式 (60分)	50点	文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。 制限字数：800字程度 ※ 点字受験の方の制限字数は1,300字程度です。 (令和3年度課題：私を成長させてくれたこと)
第2次 選考	口述 考査	個別 面接	250点	主として、人物についての評定を行います。
資格調査			—	受験資格の有無等について調査します。

5 合格者の発表

区分	期日	方法
第1次選考 合格発表	11月8日(火) 13時(予定)	茨城県ホームページ「採用試験等情報」に合格者の受験 番号を掲載するほか、合格者のみに、いばらき電子申請・ 届出サービスページ上で通知します。 ※ 不合格者には通知しません。
最終合格発表	12月6日(火) 13時(予定)	

6 採用予定年月日

令和5年（2023年）4月1日以降を予定しています。

なお、最終合格発表後、2(2)で掲げる手帳の有効期限が切れ、更新がされていない等、2(2)に
該当しなくなった人は、採用されません。

7 給与、勤務時間、休暇制度

(1) 給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に採用
された場合の給料（基本給）月額は、令和4年（2022年）4月1日現在で、高校卒は164,194円、
短大卒は175,854円、大学卒は193,132円です。

※ 地域手当6%を含んだ額です。

※ 学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます。

※ このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（年2回（6
月、12月））等が支給されます。

(2) 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです。完全週休2日制を導入して
いますので、原則として土曜日・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日間（ただし、4月採用の場合は、採用年のみ15日）で、年休
の未使用日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます（年間最大40日）。このほか、5日
間の夏季休暇、特別休暇（結婚・忌引等）、育児休業等があります。

8 受験申込手続

必ずインターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申込みができない方は、9月8日（木）までに茨城県人事委員会事務局にお問い合わせください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 必ず、茨城県ホームページ「採用試験等情報」（下記(1)）で申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービス(下記(2))よりお申し込みください。 (1) 申込方法及び注意点の確認 <茨城県ホームページ「採用試験等情報」> https://www.pref.ibaraki.jp/jinjiiin/saiyojyoho.html (2) 申込先 <いばらき電子申請・届出サービス> https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/ ※スマートフォンからの申込みも可能です。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは上記(1)で確認してください。なお、使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。 申込が完了すると、整理番号とパスワードが画面に表示されます。整理番号とパスワードは、申込状況の確認や、受験票の作成を行う場合に必要となりますので、必ず控えておいてください。 重複申込みは認められません。申込受理後にやむを得ず職種の変更を希望する場合には、茨城県人事委員会事務局あてご相談ください。
受付期間	<p><u>8月4日(木)9時～9月20日(火)17時(受信有効)</u></p> <p>※ 受付終了時刻までに受験申込データを受信完了したものに限り受け付けます。</p>
受験票の作成	<ul style="list-style-type: none"> 受験票は、申込受理後に上記(2)上にアップロードします。予定日は申込時にお知らせします。受験票は、各自ダウンロード及び印刷（A4サイズ縦）し、写真欄に所定の写真を貼り付けたものを第1次選考日（10月23日）に持参してください。 受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

9 新型コロナウイルス感染症などへの対応

- 受験される方は、以下の点に留意してください。
 - ▶ 選考当日は、感染予防のため、マスクを正しく着用してください。
 - ▶ 選考室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- 第1次選考における対応については次のとおりです。第2次選考における新型コロナウイルス感染者等に係る受験の可否は、第1次選考合格者に別途お知らせします。新型コロナウイルス感染者等に係る受験の可否は、次の一覧表のとおりです。

区分	受験できる者	受験できない者
新型コロナウイルス感染者	選考の前日までに治癒した者 ※ 退院（自宅待機の解除）は、医師又は保健所の判断による。	選考の前日までに治癒しない者
新型コロナウイルス感染症以外で学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザなど）の罹患者	以下の①及び②の要件を全て満たす者 ① 健康状態が受験に耐えられると本人が判断していること ② 受験について、主治医等の承諾を得ていること	左記の要件を満たさない者
新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者	以下の①～③の要件を全て満たす者 ① 医療機関によるPCR検査等の結果、陰	左記の要件を満たさない者

	性であること ② 無症状であること ③ 公共の交通機関を利用せず、人が密集する場所を避けて選考会場に行くこと	
以下のいずれかの症状がある者 ア 発熱（37.5度以上） イ 息苦しさ（呼吸困難） ウ 強いだるさ（倦怠感） エ 味を感じない（味覚障害） オ 臭いを感じない（嗅覚障害） カ 咳の症状が続いている キ 喉の痛みが続いている	左記ア～キの症状が1つ以上ある場合、以下の①及び②の要件を全て満たす者 ① 健康状態が受験に耐えられると本人が判断していること ② 受験について、主治医等の承諾を得ていること	左記の要件を満たさない者

- ▶ 上記一覧表の受験できる者（新型コロナウイルス感染者で治癒した者を除く。）は別室受験となりますので、選考日の2日前の17時までに茨城県人事委員会事務局へ電話にて申し出てください。なお、やむを得ない事情がある場合には、選考当日の申し出を認めます。
- ▶ 上記一覧表の受験できない者に該当し、本来の選考日に受験できない者のうち、希望者については、11月6日（日）に追加選考を実施します（選考会場は茨城県水戸合同庁舎を予定）。受験を希望する方は選考当日（10月23日（日））10時までに、茨城県人事委員会事務局へ電話連絡（電話：029-301-5549）のうえ（選考日前日は電話がつながりません。）、10月28日（金）17時までに「障害者を対象とした令和4年度茨城県職員採用追加選考申請書」（8ページ）を、受験票の写し及び医師の診断書（加療期間が明記されたもの）を添えて茨城県人事委員会事務局あてにメール又は郵送で提出してください。

- 今後、日程や会場に変更がありましたら、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、茨城県ホームページ「採用試験等情報」及び茨城県人事委員会ツイッター（@ibaraki_saiyou）に掲載しますので、選考前に必ず確認してください。
- 選考後5日以内にPCR検査等により新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、茨城県人事委員会事務局へ必ず連絡してください。

10 第1次選考当日持参するもの

- ① 受験票（写真を貼付したもの）
- ② 「面接票」及び「就業等に関する申告書」※
- ③ 筆記用具（HB以上の濃さの鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム）
- ④ マスク
- ⑤ 昼食（点字受験者のみ）

※ ②の「面接票」及び「就業等に関する申告書」については、茨城県ホームページ「採用試験等情報」に掲載している様式を各自ダウンロード及び印刷（各A4サイズ縦2枚）し、内容を記入した上で、第1次選考日（10月23日）に持参及び提出してください。

11 選考結果の簡易開示

この選考の結果については、「茨城県個人情報保護に関する条例」に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を希望する場合は、第1次選考時に交付する受験票控又は本人確認ができる顔写真付きの証明書（運転免許証、学生証等）を持参してください。

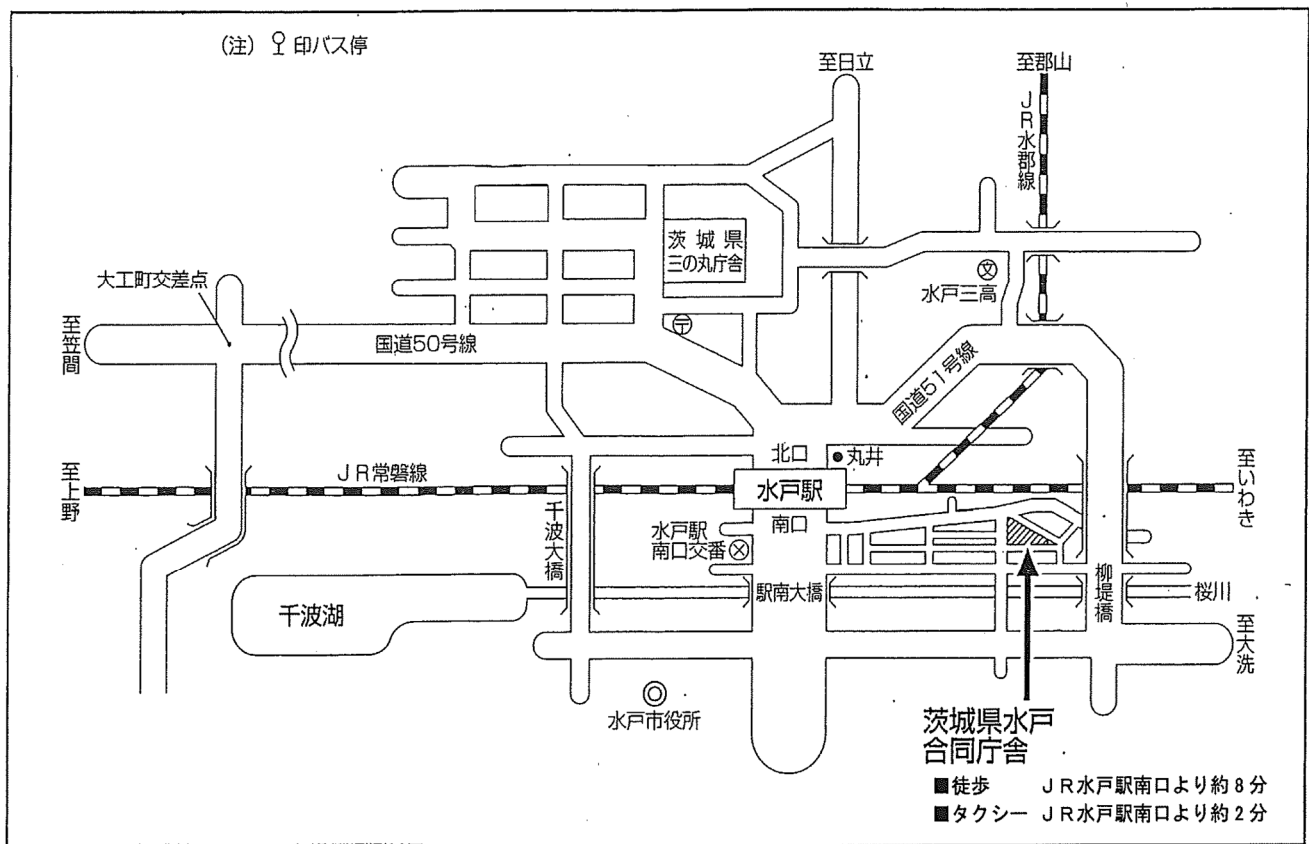
なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

区分	開示請求できる人	開示内容	開示できる期間	開示場所
第1次選考	第1次選考の不合格者	各考査の得点及び合計得点 第1次選考の順位	1次合格発表日から 1か月間	茨城県庁 23階 人事委員会事務局 (8:30~17:15) ※土日祝日を除く
第2次選考	第2次選考の受験者全員	各考査の得点及び総合得点 総合順位	最終合格発表日から 1か月間	

※ 開示請求できる人は、本人及びその法定代理人（未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限る。）のみになります。法定代理人が請求する場合は、本人であることを確認できる書類（法定代理人自身の運転免許証等）及び法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）を持参してください。

12 選考会場案内

所在地：茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎



障害を理由として受験上の配慮を希望する方へ

- 1 点字による受験は、教養考査及び作文考査ともに点字による出題、解答となりますので、点字による受験希望者は点字器又は点字タイプライター等を持参してください。事務局からの貸出しはありません。
- 2 拡大印刷文字による試験問題は、11ポイント程度で印刷されたA4サイズの問題用紙をB4サイズ（約14ポイント）又はA3サイズ（約16ポイント）に拡大します。

拡大印刷例	11ポイント	14ポイント	16ポイント
	あ、ア、亜、1、A	あ、ア、亜、1、A	あ、ア、亜、1、A

- 3 ルーペ、拡大読書器、補聴器、照明等の器具類が必要な方は、持参してください。

- 4 車イスを使用する方は、着席場所について配慮をします。
- 5 試験員の発言事項を書面で伝達することができます。

重要	<p>上記のほか、<u>障害を理由として受験上の配慮を必要とする方は、申込書に明記するか又はあらかじめ茨城県人事委員会事務局（電話 029-301-5549）にお問い合わせください。</u>ただし、内容によっては、選考の実施上、配慮できない場合もございます。</p> <p>また、受験上の配慮に時間を要することがありますので、お早めにお申し込みください。</p>
-----------	---

【この選考の問い合わせ先】

<p>茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内 電話：029-301-5549 FAX：029-301-5559 E-Mail：saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp</p>
--

- ※ 茨城県ホームページ「採用試験等情報」 (<https://www.pref.ibaraki.jp/jinjiin/saiyojyoho.html>)でも、この選考についての情報を提供するとともに、提出書類（様式）がダウンロードできます。
- ※ 点字の選考案内（概要）については、茨城県人事委員会事務局へお問い合わせください。

障害者を対象とした令和4年度茨城県職員採用追加選考申請書

令和 年 月 日

茨城県人事委員会委員長 殿

受験番号 _____

受験者氏名 _____

下記1に該当するため、令和4年11月6日（日）に実施される標記追加選考を申請します。

1 申請理由

該当する申請理由にチェックを入れてください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の罹患者であり要件を満たさない
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であり要件を満たさない
- (3) 発熱・咳等の症状があり要件を満たさない

2 症状等について

上記1 (1) に該当する場合：罹患した感染症名

[]

上記1 (2) に該当する場合：保健所からの指示内容

[]

上記1 (3) に該当する場合：症状

[]

3 添付書類

次の書類を添えて、令和4年10月28日（金）17時までに茨城県人事委員会事務局あて提出してください。

- 受験票の写し
- 医師の診断書（加療期間が明記されたもの）

